

有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社東日本銀行

(E03642)

目 次

【表紙】	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	2
第4 【提出会社の状況】	2
3 【配当政策】	2
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	3

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月23日

【事業年度】 第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鏡 味 徳 房

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 伊藤 均

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第141期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当行は、銀行としての公共的使命に鑑み、経営体質の強化を図るとともに、内部留保の充実にも意を用いつつ、配当についても安定的な実施を基本方針としております。

当行の剰余金の配当回数につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としておりますが、時価会計のもとでの収益見通しの不確実性が増大していることから、13年9月期から中間配当につきましては、これを期末配当に一本化させていただくこととしております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株式総会であります。

当事業年度は、平成17年4月よりスタートした中期経営計画「ヒューマン・バンク2005プラン」の着実な遂行により、過去最高の当期純利益を計上することができました。当事業年度の普通配当金につきましては、前事業年度より1株につき1円増配して1株当たり年5円とさせていただきました。

また、当事業年度の第一回優先株式の配当金につきましては、1株当たり年22円とさせていただきました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	922	5.00
	第一回優先株式	220	22.00

(訂正後)

当行は、銀行としての公共的使命に鑑み、経営体質の強化を図るとともに、内部留保の充実にも意を用いつつ、配当についても安定的な実施を基本方針としております。

当行の剰余金の配当回数につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨を定款に定めておりますが、時価会計のもとでの収益見通しの不確実性が増大していることから、平成13年9月期から中間配当につきましては、これを期末配当に一本化させていただくこととしております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度は、平成17年4月よりスタートした中期経営計画「ヒューマン・バンク2005プラン」の着実な遂行により、過去最高の当期純利益を計上することができました。当事業年度の普通配当金につきましては、前事業年度

より1株につき1円増配して1株当たり年5円とさせていただきました。

また、当事業年度の第一回優先株式の配当金につきましては、1株当たり年22円とさせていただきました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	922	5.00
	第一回優先株式	220	22.00

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(10)省略

(11) 株主総会の特別決議要件

当行では、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の定めによる決議につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

(訂正後)

(1)～(10)省略

(11) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

株主への利益還元を安定的に行なうため、会社法第454条第5項の規定により、「当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された最終の株主または登録株式質権者に対し中間配当を行なうことができる。」旨を定款に定めております。

(12) 株主総会の特別決議要件

当行では、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の定めによる決議につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。